

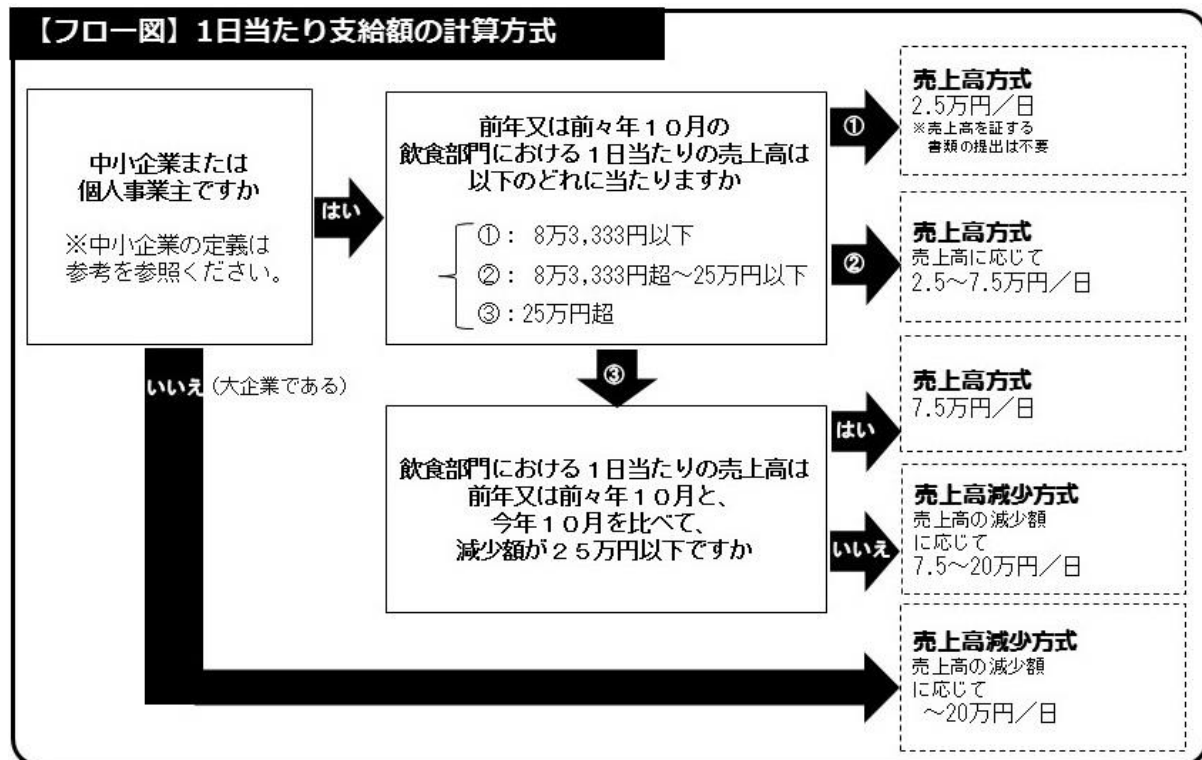
支給額

事業規模に応じて算定した日額(1日当たり支給額) × 要請に協力いただいた日数を支給します。

1日当たり支給額 を算定した後、要請に協力した日数 を確認してください。

1日当たり支給額の算定

○以下のフロー図に従って、協力金を申請する店舗に適用する計算方式を御確認ください。



【参考】中小企業者の定義(中小企業基本法による定義)

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② 小売業	5,000万円以下	50人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 製造業、建設業、運輸業 その他業種(①~③を除く)	3億円以下	300人以下

注1 中小企業基本法に基づかない法人についても上記の表に準じます。

注2 複数の業種を営んでいる場合は主たる事業(売上が大きい方)の業種で判定します。

注3 飲食業の業種は②小売業となります。

要請に協力した日数の確認

- 全期間御協力いただいた場合、24日分を支給します。
- ただし、10月1日から県からの要請に御協力いただけなかった場合においても、10月6日までに県からの要請に御協力いただいた場合は、協力を開始した日から10月24日までの日数分を支給します。
- 以下の早見表を参考に、協力日数を確認のうえ、申請書の【時短協力期間】または【終日休業を行った期間】に協力した期間を記載してください。

(早見表)

協力を開始した日	協力日数
10月1日(金)	24日
10月2日(土)	23日
10月3日(日)	22日
10月4日(月)	21日
10月5日(火)	20日
10月6日(水)	19日

○ 要請期間中、「店舗の区分」に変更があった場合の協力金の支給について

- ・要請期間中に認証店になった場合、協力開始日から認証店となった日の前日までの期間について協力金を支給します。
- ・各区分(認証店、確認店)の起算日は、認証店の場合は認証日、確認店の場合は確認を行った日(調査が行われた日)により取り扱います。
- ・認証店(又は確認店)が10月6日までにその資格を辞退し、辞退日以降、確認店(又はその他の店舗)への要請に御協力いただいた場合、協力金は辞退日から(確認店の辞退の場合は確認店の期間も含めて)10月24日までの日数分を支給します。